

2016年度成蹊大学法科大学院入学試験 憲法

【問題1】（配点：40点）

以下の問いにそれぞれ10行以内で答えよ。

- (1) 内閣には「国会の召集」に対し実質的権限があることにつき、憲法の条文を明示して説明せよ。
- (2) 違憲判決の効力について、判例に即し「司法による立法」の観点にも触れたうえで論ぜよ。

【問題2】（配点：60点）

以下の仮設事例を読み、設問に答えよ。

〔事例〕

Aは、相撲の興行を商業的に行っている団体である。ここ数年低迷する集客力を回復させるべく、Aは、「豆相撲」と称する低身長の人による相撲を新たな興行として試行することにした。その際、豆相撲力士に対し月給ではなく一回数万円（金額は番付によって増減する）の場所手当を与えるという報酬システムを考案し力士を募ったところ、多数の低身長の人々が豆相撲力士を志望してきた。

Aの狙いは当たり、豆相撲の効果か、場所を重ねるごとに客足が増え、大入りが続くようになった。

ほどなくして、関連事項を所管する大臣Bは、「豆相撲は低身長症の人を『見せもの』にし、その尊厳を傷つけていることから、人権侵害の可能性が高い。Aには、豆相撲興行を自粛してほしい。」と述べる記者会見を行い、その様子が大々的に報じられた。Aは、Bの記者会見後、豆相撲の興行を中止した。

その後、ある雑誌に、豆相撲力士であるXが「豆相撲の取組で、観客から馬鹿にされていると感じたことは一度もない。むしろ、豆相撲が創設されたおかげで生活の糧が得られるようになった。今までは低身長というだけで就職等でいろいろな差別を受けてきた。豆相撲によって、普段は社会の日蔭者として無視され疎んじられがちな自分達が、社会に明るいイメージを示すことができた。大柄力士による相撲はよくて、何故、豆相撲がダメなのか分からない。」と話すインタビュー記事が掲載された。

さらにXは、豆相撲が中止になり収入が減少したのは、Bの記者会見が直接の原因であることは明らかであり、また、低身長の人に対しBが負の烙印を押したと考えて、国（Y）を相手取り国家賠償請求訴訟を起こした。

〔設問〕

上記事例について、問題となるXの人権が何かも含めて、Xはいかなる憲法上の主張をなしうるか、論ぜよ。その際、Xの主張に対する憲法上の観点からの反論もあるとすれば併せ述べよ。

なお、Aの責任について論じる必要はない。